議案第9号

富津市個人情報保護条例及び富津市情報公開条例の一部を改正する条例の制 定について

富津市個人情報保護条例及び富津市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)が施行されたことに伴い、個人情報の定義の明確化等をするとともに、富津市水道事業の廃止に伴う関係規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市個人情報保護条例及び富津市情報公開条例の一部を改正する条例 (富津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報 を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、同条第7号イ及びエ中「図面」を「図画」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、 犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不 利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定め る記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号と し、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第8条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴その他規則で定める記述等が含まれる個人情報に限る。)」に改める。

第17条第3号中「により、開示請求者」を「ができ、それにより開示請求者」 に改め、「を含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第2項及び第58条中「図面」を「図画」に改める。

(富津市情報公開条例の一部改正)

第2条 富津市情報公開条例(平成16年富津市条例第9号)の一部を次のように改 正する。

第2条第1号中「(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削り、 同条第3号中「図面」を「図画」に改める。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)」を加え、「により、特定の」を「ができ、それにより特定の」に改める。

第15条第2項中「図面」を「図画」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中富津市個人情報保護条例第2条第4号の改正規定(「(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る部分に限る。)及び第2条中富津市情報公開条例第2条第1号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の富津市個人情報保護条例 (以下「新条例」という。)第2条第6号に規定する実施機関が行う同条第1 号に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に同条第3号に規 定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第7条第1項の規定の適用に ついては、同項中「あらかじめ」とあるのは「富津市個人情報保護条例及び富津 市情報公開条例の一部を改正する条例(平成31年富津市条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。

(富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

3 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年富津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。